

北九州市道路サポーター制度の活動に関する確認書

清掃グループ（以下、「活動者」という。）及び北九州市長（以下、「市長」という。）は、「北九州市道路サポーター制度」に関し、次のとおり確認する。

（活動区間）

第1条 この確認書に基づく、活動区間は、次のとおりとする。

路線名 **長行田町線（勝山通り）**

区間 **小倉北警察署前交差点～北九州市役所前交差点**

（活動内容）

第2条 活動者は、前条で定める活動区間において、登録した年度の4月1日から3月31日（年度末）までの期間に、3回以上の清掃・美化等のボランティア活動を行うものとする。

2 活動者は、新たに花壇等の設置を行う場合は、区役所まちづくり整備課（以下、「整備課」という。）と協議するものとする。

3 活動者は、道路管理上その他やむを得ない事情により、設置された花壇などを撤去する必要がある場合は、整備課の指示に従うものとする。

（活動の安全）

第3条 活動者は、活動を行うにあたっては、法令を守り、自己の責任において作業を行い、けが等をしないよう、安全に十分注意する。

（活動時の注意）

第4条 活動者は、活動場所へは、原則徒歩で行くこととする。

2 活動中は、道路交通に支障が生じないように努める。

3 日の出前、日没後や悪天候（雨天、降雪など）時の活動を避ける。

4 車道内での活動は、行わない。

5 交通量の多い道路では、幼児など子供づれでの活動を行わない。

6 子供が活動を行うときは、必要な数の大人が指導し、事故のないようにする。

（ごみの処分）

第5条 活動者は、市作成の「ごみ出しマニュアル」に従い、回収したごみ等を適正に処分する。

2 ごみの量が多い場合、事前に各環境センターへ、活動日時、場所、発生するゴミ袋数を連絡する。

3 収集が困難な廃棄物や危険物、動物の屍体については、各環境センターへ連絡する。

（保険）

第6条 活動者には、北九州市市民活動保険制度が適用される。

（活動中の事故）

第7条 活動中に事故などが起こった場合、活動者の代表は、速やかに区役所まちづくり推進課に事故の内容を連絡し、北九州市市民活動保険制度実施要綱に基づき所定の手続きを行うとともに、合わせて整備課に連絡するものとする。

（異常の通報）

第8条 活動者は、活動区域の道路及び道路施設の異常などを発見した場合は、整備課へ通報する。

（活動計画及び活動報告）

第9条 活動者は、毎年3月31日までに、4月1日から翌年3月31日までの活動計画を様式5により、整備課に提出するものとする。

2 活動者は、毎年4月30日までに、その前年度分の活動実績を、様式6により、整備課に報告するものとする。

（確認書の期間）

第10条 この確認書は、活動者からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、市長は、活動者が契約の解除を申し出たとき、活動者が各条に掲げる義務を履行していないと認められるときまたは活動者としてふさわしくないと認められるときは、認定を取り消し、確認書を解除するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この確認書について、疑義が生じたときは、活動者及び市長が協議の上、解決するものとする。

平成 年 月 日

（活動団体名）

代表者住所 **北九州市小倉北区城内1-1**

代表者氏名 **北九 道雄** 北

北九州市長 北 橋 健 治 印